

太平洋クロマグロにかかる島根県内の漁獲管理について（第6管理期間のガイドライン）

制定 令和2年3月27日  
 一部改正 令和2年6月4日  
 一部改正 令和2年7月3日  
 一部改正 令和2年11月12日  
 一部改正 令和2年12月24日  
 一部改正 令和3年3月15日  
 島根県農林水産部水産課

1 漁獲管理目安・割当量等及びその管理方法について

(1) 知事管理量

島根県の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間（第6管理期間）の知事管理量は、太平洋クロマグロ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）は107.7トンに、30キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）は33.6トンに決定した。

(2) 漁獲管理目安・割当量等

知事管理量を遵守するため、くろまぐろ承認漁業等の漁獲管理目安を次のとおり定め、島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（くろまぐろに係るものに限る。以下「県計画」という。）に示す採捕の種類別の割当量及び留保枠とともに下表に示す（以下、漁獲管理目安及び割当量を「漁獲管理目安等」という。）。

	くろまぐろ承認漁業 【漁獲管理目安】		定置漁業 【漁獲管理目安】		その他の漁業 (全県) 【割当量】	留保枠	合計 (知事管理量)
	(隠岐)	(本土)	(隠岐)	(本土)			
小型魚	29.1トン	45.8トン	6.9トン	24.5トン	1.0トン	0.4トン	107.7トン
大型魚			5.7トン	27.8トン		0.1トン	33.6トン

(注1) 「定置漁業」とは、漁業法（昭和24年法律第267号）第60条第3項に規定する定置漁業、島根県漁業調整規則（令和2年島根県規則第93号）第4条第1項第11号に規定する小型定置漁業及び漁業法第60条第5項第2号に規定する第二種共同漁業（定置網を使用するものであって、平成26年から平成28年までの間、小型魚及び大型魚の漁獲実績があるものに限る。）をいう。

(注2) 「くろまぐろ承認漁業」とは、日本海・九州西広域漁業調整委員会が承認した

沿岸くろまぐろ漁業をいう（日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第55号）。なお、当該承認を受けていないひき縄漁業・一本釣漁業については、くろまぐろを採捕の目的とした操業をしてはならない。

（注3）「その他の漁業」とは、定置漁業及びくろまぐろ承認漁業以外の漁業並びに公的研究機関が実施する調査研究による採捕をいう。

### （3）漁獲量の報告

漁業者は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成8年島根県規則第84号）の規定により、くろまぐろ承認漁業、定置漁業及びその他の漁業（混獲等）別に所属する漁業協同組合を通じて（漁業協同組合に属していない漁業者については直接）、毎月の漁獲量を指定様式に記入し、翌月10日までに県に報告する。

県は、毎月の漁獲状況を漁業協同組合等を通じて関係漁業者に周知する。

### （4）くろまぐろ承認漁業及び定置漁業における注意報、警報及び特別警報

くろまぐろ承認漁業又は定置漁業の隠岐及び本土ごとに漁獲管理目安の7割を超えた時点で「注意報」を、8割で「警報」を、9割で「特別警報」を発出する。ただし、くろまぐろ承認漁業（全体）又は定置漁業（全体）の割当量の7割を超えた時点以降は、この限りではない。

### （5）採捕の種類別の保存管理措置

漁業者は、漁獲管理目安等を遵守するため、次の保存管理措置を講じることとする。

#### ① 定置漁業

ア 公平な漁獲の機会を確保するため、1経営体あたりの漁獲上限の設定を推奨する。漁獲上限の目安は以下のとおり。なお、くろまぐろの配分量の融通に関する実施要領（平成31年3月25日付け30水管第2795号水産庁資源管理部長通知）に基づく配分量の融通の結果、知事管理量に変更された場合には、融通の要望内容を勘案して1経営体あたりの漁獲上限を変更することとし、県は関係漁業者等にその旨を通知する。

小型魚：1,133キログラム／経営体

大型魚：1,288キログラム／経営体

イ 定置漁業の隠岐及び本土別の採捕の数量が、それぞれ漁獲管理目安の7割を超えた場合、又は、定置漁業（全体）の割当量の7割を超えた場合、全長45センチメートル未満の生存個体を放流する。

※1の(2)の注1に該当する26経営体が対象

※経営体間で漁獲上限の調整を行った場合は、その旨を県に報告する。

② くろまぐろ承認漁業（養殖用種苗の採捕を目的とするものに限る。）

くろまぐろ承認漁業の隠岐及び本土別の採捕の数量が、それぞれ漁獲管理目安の7割を超えた場合、又は、くろまぐろ承認漁業（全体）の割当量の7割を超えた場合、養殖種苗にならない生存個体を放流する。

③ くろまぐろ承認漁業（②以外のもの）

くろまぐろ承認漁業の隠岐及び本土別の採捕の数量が、それぞれ漁獲管理目安の7割を超えた場合、又は、くろまぐろ承認漁業（全体）の割当量の7割を超えた場合、全長45センチメートル未満の生存個体を放流する。

④ その他の漁業（公的研究機関が実施する調査研究による採捕は除く。）

クロマグロを目的とした操業を行わないこととし、混獲した場合は生存個体を放流する。

2 漁獲管理目安等を残した場合の措置について

漁獲管理目安等の残存分は留保枠として島根県が管理し、留保枠の利用については、その後の漁獲状況に応じて検討する。

3 漁獲管理目安等の見直しについて

採捕の種類別の漁獲管理目安等については、必要に応じて見直しを行う。

4 知事管理量を超過した場合の措置について

知事管理量を超過した漁獲量については、採捕の種類ごとに漁獲管理目安等を超過した漁獲量に応じて、原則、次期管理期間の漁獲管理目安等から差し引く。

※参考 島根県内における採捕の種類別のクロマグロの盛漁期

採捕の種類	管理期間（4月～翌年3月）											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
くろまぐろ承認漁業（隠岐）						←	■	■	■	→		
くろまぐろ承認漁業（本土）							←	■	■	→		
定置漁業（全県）	←	---	■	---	---	---	---	---	■	■	---	■